

## 自家発電設備導入促進事業費補助金FAQ

### 1. 補助対象事業について

Q1. どのような場合に補助対象になるのか。

A1. 自家発電の新增設又は増出力により公募要領で定める条件を満たす場合に補助対象の事業となります。

Q2. 各電力管内であれば、契約先はPPSでもいいのか

A2. 問題ありません。

Q3. 中古品の発電機を設置して稼働する場合も対象になるのか。

A3. 中古品であっても、公募要領に定める条件を満たせば補助対象となります。補助対象経費は中古品の価格を適正に評価したものが計上される必要があります。

Q4. 単なるレンタルではなく、リースによる設備設置は対象になるのか。

A4. ファイナンスリースの場合は対象となります。この場合、リース料から補助金相当分が控除される必要があります。

Q5. 例えば北海道電力管内で別の事業所から自家発電設備を移設して稼働する場合は、補助対象になるのか。

A5. 自家消費の場合は対象になりませんが、移設後に発電した電気を系統へ供給する場合は対象になります。

Q6. 既に工事中の場合は対象になるのか。

A6. 交付決定前に着手されている場合は原則対象外ですが、公募開始日以降に着手したもので、事後的に事前着手の承認を受ければ交付決定前であっても対象になります。

Q7. 平成25年3月29日までに稼働することが条件となっているが、どうやって証明するのか

A7. 工事計画など提出していただき審査いたします。平成25年3月29日までに稼働できない場合は、原則、交付決定したものであっても交付取消になります。ただし、理由が不可抗力によるものなどは個別の事情を勘案する場合があります。

Q8. 一次補正、三次補正の公募で事業を実施した事業者についても今回の公募は申請可能か。

A8. 申請可能です。ただし、平成24年度繰越分で採択された事業者で事業内容が重複している場合は対象外です。

### 2. 補助対象者について

Q1. 農業法人は対象になるのか。

A1. 対象になります。中小企業基本法第2条の中小企業の定義に該当すれば補助率は1/2になります。

Q2. 学校法人は対象になるのか。

A2. 対象になりますが、中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。

- Q3. 医療法人は対象になるのか。
- A3. 対象になりますが、中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。
- Q4. 地方自治体は対象になるのか。
- A4. 民間団体ではないので、対象になりません。
- Q5. 地方自治体が100%出資している株式会社(所謂第3セクター)は対象になるのか。
- A5. 対象になります。しかし中小企業には該当しないため、補助率は1/3になります。
- Q6. 大企業の子会社であっても中小企業基本法第2条の定義に該当すれば中小企業になるのか。
- A6. 大企業から出資を受けている以下のいずれかに該当するいわゆる「見なし大企業」は中小企業とはせず、大企業と同等に補助率は1/3になります。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
  - ・発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有している場合
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている場合
- Q7. 共同で申請する場合は、どのような場合が認められるのか。補助率はどうなるのか。
- A7. 自家発電設備をリースにより設置する場合にリース事業者と使用者が共同で申請する場合、電気を供給する事業で電力会社への供給契約者と発電者が異なる場合などが考えられます。リースの場合は、使用者の企業規模により、その他は実際に補助金を交付される者の企業規模に応じた補助率となります。
- Q8. 燃料費の補助金で発電機の所有者と運用者が異なる場合は申請者はどちらになるのか。
- A8. 発電機の所有者から運用者が運転を委託され、燃料費等の経費も負担したうえで電力会社との供給契約を行っている場合には、運用者が補助対象者となります。単に、運転だけを委託して、運転経費は所有者が負担する場合は所有者が補助対象者となります。
- Q9. 事業者の業種に指定はあるか。
- A9. 民間事業者であれば業種を問わず応募可能です。
- Q10. 法人格を有しない事業主体(自営業等)でも応募可能か。
- A10. 中小企業基本法第2条の定義に該当すれば可能です。

### 3. 補助対象経費について

- Q1. 設備に関する補助対象経費はどこまで認められるのか。
- A1. 設備は、新增設については自家発電設備、設置工事、系統連系に必要な設備が対象です。休止設備を再稼働するための修繕費も対象になります。用地代は対象外です。
- Q2. 自家発電設備は何が対象になるのか。
- A2. 公募要領に記載されている内燃力又は汽力発電設備が対象です。
- Q3. 移設の場合は運搬費も対象になるのか。
- A3. 運搬費も対象です。

- Q4. 燃料費はどこまで認められるのか。
- A4. 公募要領に記載されている補助対象となる発電設備で使用可能な化石燃料ですが、増出力分に限り認められます。生産プロセスから発生する副生ガスは対象外です。
- Q5. 自家消費でも燃料費は認められるのか。
- A5. 新增設、増出力、再起動の場合であって、需給調整契約などの電力会社との契約等に基づき稼働した際に使用した燃料費は対象となります。
- Q6. 副生ガスに化石燃料を混焼している場合は認められるのか。
- A6. 混焼している化石燃料の数量が特定できれば対象になります。
- Q7. ゴミ発電の場合は対象になるのか。
- A7. 廃棄物のみの焼却により発電している場合は燃料費の対象になりません。化石燃料を混焼している場合や、電気を供給するために系統に新たに接続する費用は対象になります。
- Q8. 休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費とはどのようなものが該当するのか。  
(燃料タンクや防音壁の設置等)
- A8. 休廃止設備の状況によって必要な設備工事の内容も違うことから、事業実施に必要な不可欠な設備工事であれば補助対象として認められます。なお、必要性については、採択の際に審査させていただきます。
- Q9. 設備の購入や設置工事を実施するにあたり、3社見積もりや競争入札等の条件はあるか。
- A9. 原則的に他の補助金制度と同様のルールが適用されます。ただし、合い見積もりによらず随意契約を行う場合には、事業実施のために合理的な理由があれば認められます。
- Q10. 申請様式の書き方を教えて欲しい。
- A10. 実際の申請先となる、北海道経済産業局に直接ご相談してください。

#### 4. 新設、増出力、稼働条件関係について

- Q1. どの時点と比べて増出力した場合に対象となるのか。
- A1. 電気を供給する事業においては、一昨冬(平成22年12月から平成23年3月末)の出力実績の平均と比べて、3月29日までにおいて、1時間あたり500kW以上を増出力して一定時間運転することが予定されている場合に、補助金の対象となります。自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業に関しては、一昨冬(平成22年12月から平成23年3月末)の出力実績の平均と比べて20kW以上を増出力して一定時間以上の運転か、電力会社と需給調整契約などの個別の要請に応じて自家発電を一定時間以上運転する場合を対象としています。
- Q2. 出力500kW や20kWの新設、増出力が要件となっているが、定格出力が500kW以上や20kW以上となっていればいいのか。
- A2. 定格出力ではなく、所内ロスなどを除いた発電実績値として500kW以上(または20kW以上)の出力されるもの(または出力が可能であるもの)が対象になります。
- Q3. 需給調整契約を結んでいれば、電力会社からの要請なく実際に稼働しなくとも補助対象にな

るのか。

- A3. 随時調整契約など契約に基づいて需給ひっ迫時に稼働の要請をされるものは、結果的に要請されない場合も考えられますが補助対象となります。また、需給調整契約にはピーク時に一定の稼働を要請するものもありますので、各契約に基づいた稼働を確認できれば補助対象となります。ただし、燃料費については、需給調整契約などの電力会社との契約等に基づき実際に稼働した場合の燃料費に対して補助されます。

## 5. 申請書類について

Q1. 代表者はどのクラスのものになるのか。

A1. 原則的には会社の代表者名になりますが、委任状あれば工場長名などでも可能です。

Q2. 提出期日に間に合わないため、申請書の提出はFAXでも可能であるか。(正本は後日送付)

A2. FAXでの申請は受け付けていません。

## 6. 交付決定、確定について

Q1. 交付決定はどのようにして決まるのか。

A1. 公募要領にしたがい申請された内容を審査し、採択の通知を行います。採択の通知後に改めて補助金の交付申請をしていただき、交付決定となります。

Q2. 交付決定額はどのように決まるのか。

A2. 燃料費については、公募要領に記載の係数に予定される発電量と補助率を乗じた金額以内となります。設備工事費は、予定される設備工事費に補助率を乗じた金額以内になります。ただし、1申請につき燃料費と設備工事費の補助金の合計は5億円が上限になります。

Q3. 補助金の確定はどのようになるのか。

A3. 交付要件を満たしていることを確定検査により確認いたします。具体的には、平成25年3月29日までに稼働しており、発電量、発電時間、発電期間、電力会社への電気の供給量、設備工事に関する書類等により、交付要件に該当していることが認められた場合に補助金が交付されます。燃料費については、燃料の使用量、購入金額の実績額と交付決定額のどちらか低い金額が交付額になります。設備工事費についても、交付決定額と実績額とでどちらか低い金額が交付額になります。

## 7. その他

Q1. 本補助金で設備導入の補助金を受けるのと同時に、地方自治体から燃料費の補助を受けることは可能か。

A1. 補助対象に重複が無ければ可能です。